令和元年度

第25回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和元年7月10日(水曜日) 13時00分 開会

場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条受理通知書の返納について
報告事項	農用地利用配分計画の許可について
議案第1号	市民農園の開設の認定について
議案第2号	農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	事業計画変更申請に対する意見について
議案第5号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第7号	農用地利用集積計画について

出席委員(17名)

2番 山本 宏一 3番 土橋 ひさ 4番 有本 太一

5番 曽根 光彦

6番 坂東 紀好

7番 吉中 雅三 8番 湯川 德弘

10番 岩橋 章

11番 和田 好夫

12番 藤井 髙

13番 廣井 伸多

14番 辻本 傑

15番 吉川 松男

16番 大河内壽一

17番 山本 茂樹

18番 谷河 績

19番 中村 弘

欠席委員(1名)

1番 宇治田清治

出席職員

農業委員会事務局

局 長 東山 雅彦 課 長 奥谷 知彦 副 課 長 清瀧 篤樹 班 長 中川 拓哉 事務主査 中村 純也 事務主査 花谷志津香 事務副主任 殿元 輝之

農林水産課

課 長 佐々木茂彰 農政企画班長 前島 一仁 農政企画班企画員

前田慎太郎

農政企画班事務副主任

上野 宏武

- ◆東山局長 それでは、定刻が参りました ので、第25回農業委員会総会を開催いた します。 します。谷河会長よろしくお願いします。
- 5回農業委員会総会を開会いたします。出 ◆殿元事務副主任 番外、説明します。 席委員は18名中17名で、定足数に達し ておりますので、総会は成立しています。

辻本委員によりまして現地調査並びに事情 聴取が行われています。後ほど報告方よろ しくお願いします。

なお、宇治田委員から都合により欠席し たい旨、ご連絡がありましたので、ご報告 いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2 ◆殿元事務副主任 番外、説明します。 項に規定する議事録署名委員は、藤井髙委 員、廣井委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただ きます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規 ◆会長(谷河 績) この報告事項につい 定による届出について、説明いたします。

◆花谷主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定 します。 による届出があったもので、14件ありま した。内容は全て相続による所有権の取得 号の規定による届出について、説明いたし です。

また、本届出に対して受理書を交付して おりますが、本受理書は権利の移動等の効 力を発生させるものではありません。以上 の規定する農業用施設の届出が1件ありま です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

13時00分 開会 「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の ◆会長(谷河 績) ただいまより、第2 賃借人名義変更について、説明いたします。

- 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名 義変更が2件ありました。以上です。
- 去る6月28日、吉中委員、藤井髙委員、◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法第18条第6項の規定 による通知について、説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借 の合意解約通知で2件ありました。

なお、No. 1は報告事項 5条届出N o. 13と関連しています。以上です。

て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた

報告事項 農地法施行規則第29条第1 ます。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。 本件は、農地法施行規則第29条第1号 した。

No. 1申請地は小倉地区・・・、小倉 小学校の・・・mに位置します。申請人は、 経営面積・・・㎡を有する農家です。農業 一応この認定電気等に関しましては、農 機械の保管及び仕分けなどの作業を行うた 地法上許可の必要のない案件になっていま めに農業用倉庫を建築するために本届出に 至りました。以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

します。

報告事項 認定電気通信事業者の行う中 継施設等の設置について、説明いたします。 があり、土地を売買するときに、中継施設 ◆殿元事務副主任 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と 共に配付していますので併せてご覧くださ V /

本件は、農地法施行規則第29条第16 号に規定する認定電気通信事業の中継施設 の設置についての届出で1件ありました。

No. 1申請地は、直川地区・・・、六 十谷駅の・・・k mに位置しております。 設置者は、・・・です。・・・中継基地局を 設置することにより、地域の・・・を図る ため、転用するものです。なお、貸借権設 定です。以上です。

- ◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。
- ◆16番(大河内壽一) いつ頃からこの ようになったのですか。
- ◆殿元事務副主任 番外、説明します。 認定電気通信事業者の行う中継施設等の 設置についての直近の事案を確認しました が、基本的には報告事項として上げさせて いただいていると思います。
- ◆16番(大河内壽一) 最初初めて出た ◆16番(大河内壽一) そうです。 ときは議案だったが。
- ◆清瀧副課長 番外、説明します。

す。よって、議論の余地がないということ で報告事項になります。ただ、電波塔が建 つと健康被害があるかもしれないという苦 情が地域であり、一時これを議案にしてい たことがあったと思うのですが、あったと それでは、ご了承いただけたことといた しても少なくとも20年以上前のことだと 思います。

- ◆16番(大河内壽一) 困っていること を設置する部分だけを測っていない、それ で単価が安かったら測量費の方が全体より 高くなる。それを・・・が負担してくれな V)
- ◆清瀧副課長 番外、説明します。

中継基地を設置するのにあたって、分筆 が絶対しないといけない要件にはなってい ないので、いわゆる・・・などは、当然経 費節減ということで必要ないことはしない ということであると思うのですが、これは あくまでも、・・・さんと地主さんとの間 の話になりますので、これについては、そ のようなことが確かに危惧されると思うの ですが、届出をする上では用件が整ってい ますので、受理ということになると思いま す。

- ◆16番(大河内壽一) それは仕方がな いのですが。
- ◆会長(谷河 績) 大河内委員が言われ てるのは、・・・㎡の内・・・㎡を測量し て分筆した後、経費の方が高かったという ことですか。
- ◆会長(谷河 績) それは当農業委員会に は関係なくて甲と乙の話だと思います。

費用の話については、関係ないと思うの の返納No.1と関連しており、No.1 ですが。それでよろしいでしょうか。甲と 3は報告事項農地法第18条合意解約のN 乙の、・・・と地主との間の問題だと思い ますので。地主と・・・で費用の相談をし ていただきたいと思います。それでよろし いでしょうか。

「ハイと言うものあり。」

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ほかに何かございませんか。

それではないようですので、ご了承いた納について、説明いたします。 だけたことといたします

報告事項 農地法第4条第1項の規定に す。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

内の農地転用の届出で6件ありました。令 者が事業主となり事業を行うことになりま 和元年6月10日付、19日付、7月1日 した。事業計画の変更により、改めて申請 付で受理通知書を交付しています。以上で す。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法第5条第1項の規定に よる農地転用届出について説明いたします。 ついて、説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域 内の農地転用の届出で24件ありました。 日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 14、24は賃貸借権の設 が95㎡、合計34,666㎡です。 定です。また、No. 1、4、12、14, なお、No. 1からNo. 6は5月28 19, 21, 24は開発許可済です。No. 日付け、No. 7は6月4日付、No. 8

o. 1と関連しております。以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法第5条受理通知書の返

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件については、農地法第5条による市 よる農地転用届出について、説明いたしま 街化区域内の農地転用の届出に係る受理通 知書の返納が1件ありました。

平成31年4月9日付で、受理通知書を 本件は、農地法第4条による市街化区域 交付しましたが、当該地の一部を他の事業 をやり直す必要があったため、返納するも のです。以上です。

> ◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農用地利用配分計画の許可に

◆花谷主査 番外、説明します。

本件は、農地中間管理事業の推進に関す る法律第18条第4項の規定に基づき、県 令和元年6月10日付、19日付、7月1 知事より認可されたもので、13件ござい ました。面積は、田が34,571㎡、畑

7、8は報告事項農地法第5条受理通知書 からNo. 13は6月14日付で県知事に

よる認可済です。以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい 示した平面図となっております。 て、ご了承いただけますか。 1 区画・・・㎡の計・・・区

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

議案第1号 市民農園の開設の認定について、提案いたします。

◆農林水産課前田企画員 番外、説明します。

本件は、市民農園を開設認定するにあたり、市民農園整備促進法第7条第3項の規定に基づき、農業委員会の決定を経る必要がありますので、農業委員会のご意見をお聴きするものです。

まず、1号議案書とお手元に配付の 資料1ページをお開きください。

今回の開設場所ですが、丸印で示しております、和歌山市・・・、・・・㎡及び・・・、・・・㎡、計・・・㎡となっております。資料2ページが詳細な位置図となっております。

当該土地についてですが、土地の所有者は・・・氏で、近年は所有者の高齢に伴い、農作物を作っておらず自己保全管理のみ行っている状態となっております。

また、今回の市民農園開設者は・・・氏で、自身が所有する農地で市民農園整備促進法などの法律に基づかない市民農園を個人で運営されており、ご友人である・・・氏から当該農地について同じような市民農園の開設の相談を受けたことがきっかけで、今回の申請に至ったとのことです。

資料の3ページをお願いします。

これは、市民農園施設の位置等を表示した平面図となっております。

1 区画・・・㎡の計・・・区画で、 付帯施設として農具格納庫、資材格納 庫、休憩施設、トイレ、駐車場及び駐 輪場の設備を備える予定となっており ます。

4ページから8ページに整備運営計画を添付しており、6ページをお願いします。

一番上に利用料金が記載されており、 一年間の利用料としては、1区 画・・・㎡あたり、基本利用料とし て・・・円となっており、1区画を利 用するだけであれば・・・円となりま す。

1区画の利用に加えて、農具や栽培 資材を使用する場合は・・・円の追加 の利用料金が加算され、さらに、講習 会や種や肥料なども使用する場合はさ らに・・・円の追加の利用料金が加算 される料金の仕組みとなっております。

したがいまして、これら全てを利用 する場合については年1区画・・・円 の利用料金となります。

また、開設予定は・・年・・月・・ 日の予定となっております。

当該申請地につきましては、現在、 自己保全管理の状況であり、今後、市 民農園にすることで農地を有効利用す ることが見込まれ、市民農園整備促進 法第7条第3項に掲げる1号から6号 について全ての要件を満たすと判断し市 民農園として認定しようとするもので す。説明は以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第1号について、

説明が終わりましたが、この議案について、 ので、議案第2号は可決と決定しました。 何かご意見、ご質問ございませんか。

- ◆ 7番(吉中雅三) 内容及び施設のこと 許可申請について、提案いたします。 ですが、転用及び・・・はどのような扱い になっていますか。
- ◆農林水産課前田企画員 番外、説明しま

市民農園整備促進法に認定されますと転用 とうは不要ということになります。それか ら・・・なんですが、所有者の・・・さん の・・・は・・・となります。以上です。

- ◆会長(谷河 績) この説明でよろしい でしょうか。
- ◆7番(吉中雅三) ありがとうございま した。
- ◆会長(谷河 績) ほかにご意見、ご質 何かご意見、ご質問ございませんか。 問ございませんか。ないようでございます ので、議案第1号は可決といたします。

からの抹消願について、提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

農地賃貸借契約等登録台帳の適正管理に 伴う事務手続きの特例措置に関する要綱に 基づく申請が1件ありました。

抹消願の申請理由について説明します。

No. 1 平成・・年以前、年月日不詳 より道路として利用されている。また、台 帳上の貸借人である・・・氏についても・ です。

説明が終わりましたが、この議案について、 いますが、造成工事時に、近隣の・・・よ 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

議案第3号 農地法第3条の規定による

◆殿元事務副主任 番外、説明します。 本件は、農地法第3条の規定に基づく許 可申請で3件ありました。

No. 1からNo. 3については、調査 まず市民農園整備促進法についてですが、 の結果、耕作等に支障がないこと、当該農 地の権利を取得しようとする者は、下限面 積要件を満たし、その取得後において全て の農地を効率的に耕作を行い、農作業に常 時従事すると認められるなど、農地法第3 条第2項各号には該当しないため、許可要 件の全てを満たしています。以上です。

> ◆会長(谷河 績) 議案第3号について、 説明が終わりましたが、この議案について、

「異議なし、との声。」

意見ついて、提案いたします。

ご意見、ご質問がないようでございます 議案第2号 農地賃貸借契約等登録台帳 ので、議案第3号は可決と決定しました。 議案第4号 事業計画変更申請に対する

> ◆殿元事務副主任 番外、説明します。 申請地の場所を示した簡易地図を議案と 共に配付していますので、併せてご覧くだ さい。

No. 1申請地は、西和佐地区・・・、 和歌山インターチェンジ出入口の・・・m に位置し、高速道路インターチェンジの出 ・・で連絡が取れないため抹消する。以上 入口からおおむね300m以内のため第3 種農地に該当します。平成・・年・・月・ ◆会長(谷河 績) 議案第2号について、 ・日付で露天資材置場の転用許可を受けて り駐車場が不足しており当該地を駐車場と して買受けたいとの相談を受け、当該地を ご意見、ご質問がないようでございます 露天駐車場として転用を行いました。工事 更の申請を行うものです。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第4号について 10ha未満のため第2種農地に該当しま 説明が終わりましたが、この議案について、 す。申請者は、・・・を営んでおり、事業 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第4条第1項の規定 による許可申請に対する意見について、提 案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と 共に配付していますので、併せてご覧くだ さい。

No. 1申請地は、安原地区・・・、岡 崎前駅の・・・mに位置し、おおむね50 0m以内に鉄道の駅があるため、第2種農 地に該当します。近隣から駐車場としての 要望も多く、付近に分譲住宅や会社があり、 なお、開発許可申請中です。 駐車場としての需要も多いことから露天貸 駐車場として転用するものです。以上です。 ◆会長(谷河 績) 議案第5号について 説明が終わりましたが、この議案について、 内にあるため第1種農地に該当しますが、 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定 による許可申請に対する意見について、提 案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と 共に配付していますので、併せてご覧くだ さい。

中に用途が変更となったため、事業計画変 立和歌山盲学校の・・・mに位置し、市街 地に近接する区域内でその規模がおおむね 規模の拡大に伴い資材置場のスペースが不 足してきたため、和歌山北インターチェン ジに近い当該地を露天資材置場として転用 するものです。なお、隣接農地の所有者か ら転用に関する同意が得られていなかった ため、現地調査及び事情聴取をおこなって おります。後ほど担当の委員さんより報告 があります。

> No. 2申請地は、小倉地区・・・、紀 伊小倉駅の・・・mに位置し、おおむね5 00m以内に鉄道の駅があるため、第2種 農地に該当します。申請者は、・・・を営 んでおり、小学校やスーパーから近く住環 境に適した場所である当該申請地を分譲住 宅として転用しようとするものです。

No. 3申請地は、和佐地区・・・、河 南総合体育館の・・・mに位置し、おおむ ね10ha以上の規模の一団の農地の区域 既存施設の拡張にあたるため、不許可の例 外に該当します。申請者は、・・・を営ん でおり、・・・するための駐車場が不足し ているため、事業所に隣接する申請地を露 天駐車場として転用しようとするものです。 なお、・・年・・月・・日付で農用地区域 の除外もされております。

No. 4申請地は、岡崎地区・・・、東 部サービスセンターの・・・mに位置し、 おおむね500m以内に市の支所があるた め、第2種農地に該当します。申請者は、 No. 1申請地は、紀伊地区・・・、県 ・・・を営んでいますが。資材の増加に伴

い既存の施設では手狭となってきたため、 交通の便が良く、既存施設から離れていな い当該申請地を倉庫及び倉庫に付随する駐 車場として転用するものです。なお、開発 許可申請中です。

No. 5申請地は、安原地区・・・、安 原小学校の・・・mに位置し、おおむね1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域内に あるため第1種農地に該当しますが、集落 に接続される住宅その他日常生活上又は業 務上必要な施設であるため、不許可の例外 に該当します。申請者は現在、・・・に住 んでいますが、・・・の農地に住宅を建て、 そこで農作業を学んでいきたいとのことで す。なお、使用賃貸借権の設定で、開発許 可申請中です。

No. 6申請地は、安原地区・・・、三 田小学校の・・・mに位置し、おおむね1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域内に あるため第1種農地に該当しますが、集落 に接続される住宅その他日常生活上又は業 務上必要な施設であるため、不許可の例外 に該当します。耕作地から近く、農業に従 事しやすい当該申請地へ住宅を建てるべく、 ◆7番(吉中雅三) 議案第6号農地法第 転用の申請をするものです。なお、使用貸 借権の設定です。

No. 7申請地は、安原地区・・・、岡 崎前駅の・・・mに位置し、おおむね30 0m以内に鉄道の駅があるため、第3種農 地に該当します。耕作地に近く、営農に便 利な当該申請地へ住宅を建てるべく、転用 の申請をするものです。なお、使用貸借権 の設定です。

No. 8申請地は、東山東地区・・・、 伊太祈曽駅の・・・mに位置し、おおむね

種農地に該当します。申請者は・・・を営 んでいる・・です。現在、隣接する分譲地 にて住宅を建築する予定ですが、自家用車、 作業車及び来客用の駐車場を隣接地にて確 保することが出来なかったため、当該申請 地を露天駐車場とするため、転用の申請を するものです。

No. 9申請地は、紀伊地区・・・、山 口小学校の・・・mに位置し、おおむね1 0ha以上の規模の一団の農地の区域内に あるため第1種農地に該当しますが、集落 に接続される住宅その他日常生活上又は業 務上必要な施設であるため、不許可の例外 に該当します。耕作地に近く、営農に便利 な当該申請地へ住宅を建てるべく、転用の 申請をするものです。

なお、No. 1、2、4につきましては、 吉中委員、藤井髙委員、辻本委員と現地調 査並びに事情聴取を行っておりますので、 担当の委員から報告があります。以上です。 ◆会長(谷河 績) No. 1につきまし て、現地調査並びに事情聴取を行っていま すので吉中委員さん報告願います。

5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について、No. 1を報告します。

先月28日事務局東君の案内説明のもと、 辻本委員と私とで現地調査と聞き取りを行 いました。現地の所在は紀伊地区・・・に あり、県道・・・線バイパス沿いで、東側 は資材置場、西側も資材置場、南側は道路 で北側の一部に農地が残っている状況でし た。

申請地の状態はトラクターで耕し、畝を 立てていて管理状態は良好でした。バイパ 500m以内に鉄道の駅があるため、第2 ス道路が出来たため、1種農地が分断され 北側にある申請地が2種農地に、南側は1 種農地に該当すると東君に説明を受けまし た。

今回の申請理由については、申請者 の・・・さんの建築資材置場は・・・に面 積・・・坪位ありますが事業拡張に伴ない 手狭になり、資材置場を探していたところ、 北インターに近く利便性の良い本申請地が 見つかり申請に至ったとのことだそうです。 法人の内容については、本店は・・・に

あり資本金・・・、従業員・・・人、設立 は平成・・年・・月、事業内容は・・・を 行い、主に・・・を行っているとのこと。

被害防止計画は、進入路は南側道路より 行い、排水については東側の既存水路に流 すとのこと、また、地元水利組合、藤崎井 土地改良区の同意書も添付していました。 盛土については南側バイパス道路の高さよ り、10 c m低くし土砂の流出を防ぐとの こと。

また、建設残土を置かない、主に足場パ イプの置場にするとのこと、転用の確実性 については・・・で賄うとのこと。完成予 定は許可日より6か月以内とのことでした。

なお、議案にも明記していますが、隣接 農地の同意書がありません。理由について は・・・だとのことで、申請者から隣接同 意に関する経過書が提出されています。

同意書がないことは少し危惧されますが、 その農地は永らく耕作放棄されており、転 用による付近農地への影響は少ないと考え られます。以上の観点から現調委員の意見 としては本申請はやむを得ないと考えます。 委員皆様の慎重審議をよろしくお願いしま す。以上報告終わります。

した。No. 2につきまして、現地調査並 びに事情聴取を行っていますので辻本委員 さん報告願います。

◆ 7 番 (辻本 傑) 議案第6号No. 2の農地の権利移転と転用に関する事案に ついて、6月28日に現地調査並びに申請 人からの事情聴取を行いました。本件申請 に係る農地転用面積は3,000㎡を超え ることから、・・・の他1名の委員並びに 当委員会の吉中委員と私の4名で現地調査 並びに事情聴取を行いました。その模様を 報告いたします。

申請人は、・・で議案書記載のとお り・・・の農地を譲り受け、ここに分譲住 宅21戸を建設する運びであることから申 請に至ったものです。

さて、本件申請の対象となっている農地 は、市街化調整区域内にありますが、近く に和歌山線紀伊小倉駅や小倉小学校などが 所在することから第2種農地となっていま す。その他、当該農地は既存の集落に隣接 しているほか、周辺には新しい住宅なども 見られ市街化が進んでいる地域となってい ます。

申請人は権利移転完了後、速やかに着工 し、令和2年末頃までに完成させる計画で あり、当該農地の全てを確実に事業用に供 するものと思われます。

また、事業資金は・・・で賄うほか、申 請人の和歌山市内におけるこれまでの事業 実績などを勘案すると事業者の資金力、信 用等に問題は無いものと思われます。

なお、申請人側の説明によると、許可が 下り次第、周辺の道路面よりやや高くなる 程度に盛り土を行う等の造成をする運びで ◆会長(谷河 績) ありがとうございま ありますが、周囲にコンクリート擁壁を設 けるなど、周辺農地や用水路に悪影響が出 ないような措置がされる予定であります。

このように、現地調査や事情聴取の結果 からすると、宅地造成に伴う土砂の流出や 崩壊、その他災害を発生させるような懸念 はないものと考えられ、周辺の営農条件に 悪影響を及ぼす心配は無いものと思われま す。

以上のとおり、現地調査や事情聴取の結果を総合的に勘案すると、農地法第5条2項に掲げられている不許可のケースに該当するような問題点は見当たらず、本件申請を許可しても問題は無いものと思われますが、委員各位による十分なご審議をお願いして報告とします。

- ◆会長(谷河 績) ありがとうございました。No.4につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので藤井髙委員さん報告願います。
- ◆7番(藤井 高) 農地法第5条第1項 の規定による許可申請に対する意見につい て、去る令和元年6月28日殿元局員と共 に現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請者は市内・・・に住む・・・さん、 申請地は市内・・・、田・・・㎡で申請地 は県道・・・線の南側に隣接する土地です。

・・・さんは・・・を営んできましたが 時代とともに機械も大型化し資材も増え、 車の転回スペースにも苦労している状況で そのため倉庫機能を分散しようと土地を探 していたところ、この度1kmほど北にあ る申請地を譲ってくれるとのことで話が進 みました。

申請地は県道から直接進入できる土地で 意書が書けないというような案件であれば あり、先頃近くに和歌山南インターチェン これは農業上の被害と関係がありませんの ジやそれに繋がる都市計画道路も整備され で、この場合は、同意書がなくても許可相

交通の便も良い土地です。また、隣接農地の地主からの同意書もあります。雨水は雨水枡で集水後、排水管を通って西側の水路へ放流をします。紀の川左岸土地改良区の同意書もあります。また、資材などの保管管理に役立て安定した経営を続けて行く計画ですとのことですが委員皆様方の慎重なご審議のほどよろしくお願い致します。

- ◆会長(谷河 績) ありがとうございました。議案第6号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。
- ◆8番(湯川徳弘) 同意書なしの議案は 過去の議案書の中にもありました。その都 度審議に苦労しているが、許可の判断基準 に左右されるのか、あった方が良いという ことなら法律の許可基準の対象にならない ので。
- ◆清瀧副課長 番外、説明します。

単なる同意ということなら法的な検討要 件には入りません。ただし、農地転用を審 査する場合、隣接の農地に農業上の危害が 及ぶかどうか、これは重要な許可基準の判 断の材料になっています。隣接の農地の所 有者の同意書が付いている場合については、 隣接の農地に重大な被害が及ぶには至らな いと考えられます。ただし、同意書が付い ていない場合、同意できない理由が何であ るのかを農業委員会で検討し、その上で、 農業上の被害があると見込まれるのであれ ば委員会として許可できない案件であると いう意見を出す。そのようなことがなく、 ただ単に個人同士の感情のもつれなどで同 意書が書けないというような案件であれば、 これは農業上の被害と関係がありませんの

当であると思われます。

- ◆会長(谷河 績) 湯川委員。よろしい でしょうか。
- ◆8番(湯川徳弘) それでここは耕作放 棄地で草が生えていた、この件は、草の管 理も自分たちでしない、放置して許可を受 けて資材置場にするということだが、今ま での現状に隣接の人は腹を立てたのではな いかと思うのですが。この場合、加味しな くて良いということであればそれで良いと いうことなのか。
- ◆7番(吉中雅三) 多分私、下手に説明 してしまったのかもしれません、この件に ついて同意をくれない理由としては・・・ ということです。このような土地が全国的 に多いと思うのですが。・・・ということ です。経過書が提出されていますので事務 局簡単に説明お願いします。
- ◆殿元事務副主任 番外、説明します。

添付書類として、経過書が申請人から提 出されていますので、それを読ませていた だきます。全部読んでしまいますとかなり 時間がかかりますので、噛み砕いて読ませ ていただきます。

今回の申請地の北側の問題になっている 農地についてですが、その所有者が・・・ さん、この方は・・・ですが、・・・とい うことです。また、・・・。そして今は空 き家となっているとのことです。申請人が 近隣に尋ねて親戚宅を訪問したということ が経過書に書かれています。それを読ませ ていただきます。

平成・・年・・月・・日・曜日、・・・ さんの親戚にあたる・・・さん宅を訪問し ました。・・・さんは・・・にあたります。 ◆会長(谷河 績) ご了承いただけます 当日はその方の・・・が対応してくれたとか。この議案について、何かご意見、ご質

のこと、・・でしたので地図を渡して内 容を説明したとのことです。続いて、2日 後の平成・・年・・月・・日・曜日に再 度・・・さん宅を訪問しました。事情を聞 いたところ・・・さんが応対してくださっ たとのことです。・・・には一切関わって おらず・・・とのことです。ただ、・・・ ときに・・と思われる方が・・・そうです。 この方の名前も連絡先もわからないという ことです。

次に、・・・さんが近隣に事情を聞いて 回り以下のことが分かりました。こ の・・・さんは・・・です。・・・さんの 自宅は・・・にあるのですが荒廃が酷く倒 壊の恐れがあるとのことで近隣の・・・さ ん、・・・さん、・・・が和歌山市に嘆願に 行きましたが、和歌山市としては何も対策 をしてくれないとのことです。・・・ が・・・にいるらしいのですが、近隣の人 で探しに行きましたがわからなかったとい うことです。・・・も分からないので本人 との連絡を取るのは難しいと言っておられ ました。和歌山市は・・・を知っている様 子だが個人情報なので教えてくれないとの ことです。今回の申請地である・・・の隣 接地の・・・が・・・さんの土地を購入し たいということが過去にあり、・・・を探 したが分からなかったとの情報もあります。

今回現地調査を行う前にこの家を見にい きました。和歌山市の空家対策課の方で対 策を行っており、バリケードが設置され、 屋根のところに倒壊注意の張り紙が貼って あったので誰も住んでいないのかと思いま す。

問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第6号は可決と決定しました。 議案第7号 農用地利用集積計画につい て、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明します。

今回より、議案書の様式を少し改め、貸 手、借手の経営面積の内訳、貸借期間の詳 細を表記しています。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18 条第1項の規定による農用地利用集積計画 に基づく利用権の設定で、新規の契約が7 件ございました。

賃借権が3件、使用賃借権が4件の設定です。賃借期間は議案書のとおりです。

面積は、田が13,555㎡、畑が45 5㎡、合計14,010㎡でした。

また、その内農地中間管理事業による設定が3件あり、面積は、田が7, $122 \, \mathrm{m}^2$ でした。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第7号について 説明が終わりましたが、この議案について、 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第7号は可決と決定しました。

その他、何かございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようでございますので第25回総会を閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。

14時55分 閉会